

令和8年度事業計画（案）  
～環境変化への対応と協会の社会価値向上を目指して～  
(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

わが国経済は、一部に弱めの動きが見られるものの、緩やかに回復している。

先行きについては、各国の通商政策等の影響を受けて成長ペースが鈍化した後、海外経済が緩やかな成長経路に復し、成長率を高めていくと見込まれている。内閣府の試算では、実質 GDP 成長率は2025年度0.7%、2026年度0.9%、消費者物価上昇率については2025年度2.4%、2026年度1.9%と予測されている。

今後の経済展望においては、各国の通商政策とその世界経済及び日本経済への影響、中東情勢の緊迫化等とそれによる原油市況等への影響、食料品をはじめとする消費者物価の上昇と個人消費の動向等が大きなポイントになると見られている。また、経済・物価情勢の改善に応じて、政策金利の引き上げ、金融緩和の調整が行われることも想定される。これらの動向は、容器包装等のリサイクル事業にも間接的、直接的に影響を及ぼすことから、当協会としても注視と適宜適切な対応が必要である。

他方、世界的に循環経済（サーキュラーエコノミー：CE）に向けた取り組みが加速している。循環経済は資源の循環利用だけでなく、経済成長との両立を目指すものであり、2015年にEU（欧州連合）が採択した「サーキュラーエコノミーアクションプラン」に端を発し、既に10年が経過している。

わが国においては、2020年に「循環経済ビジョン2020」が策定され、2024年決定の「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行が国家戦略として位置づけられた。

2025年には、厳しさを増す資源制約、気候変動問題、国際的な資源獲得競争を背景として、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（以下、「GX推進法」という。）及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源法」という。）が改正され、再生資源の利用義務化、環境配慮設計の促進、GXに必要な原材料等の再資源化の促進、CEコマースの促進などに関する定めが設けられた。

1995年に制定された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容り法」という。）は、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を主目的としており、当協会は翌1996年の設立以来、容り法の目的の実現に向けた取り組みを行ってきた。

加えて、2021年に制定された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラ法」という。）に基づき、2023年4月からは容器包装以外のプラスチック分別収集物の再商品化にも取り組んでいる。これは、循環経済への移行という国家戦略に対する当協会としての貢献の一環でもあり、3年間実施してきたプラ法に基づく取り組みを、引き続き円滑かつ着実に実施していく。さらには、国における改正資源法に基づく今後の施策等に関しても適宜適切に対応する。

従来の再商品化事業のみならず資源循環の促進にも対応していくために、再商品化能

力の確保が喫緊の課題となっている。この克服には、再商品化事業者の努力による生産量の拡大や再商品化製品の品質向上はもとより、再商品化製品の利用事業者による最終製品の易再商品化（設計、回収段階等）や利用製品に係る市場の拡大が必要となる。

当協会としては、再商品化製品に関する市場や技術開発の動向等に関する様々なデータや情報を的確に把握のうえ適宜提供・発信し、再商品化事業者と利用事業者との連携を促しリサイクルの生産性と質の向上を支援していく。また、国等に対しては、再商品化の実情等に関する情報提供や意見交換を通じて連携を図るとともに、具体的かつ実効性のある施策を求めていく。

また、資源循環の推進には関係者の連携・協働が肝要であり、容器包装等のリサイクルにおいては、当協会が関係者のためのプラットフォームとなり事業を推進することで、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保、そして循環経済への移行、ひいては国民生活・経済の健全な発展にも寄与していく。

当協会は、設立から30年を迎えるが、様々な環境変化に対応しつつ引き続き容器包装廃棄物等の適切かつ着実な再商品化を実現するとともに、制度及び運用に関する普及啓発活動を一層強化しより多くの関係者の理解と参画を促し、社会的責任を全うしていく。

具体的な取り組みについては下記のとおりである。

## 記

### 1. 容り法にもとづく再商品化の着実な実施

#### （1）再商品化に係る委託料金と特定分別基準適合物の市町村別の量\*

特定事業者等からの委託に基づき、下表①に掲げる再商品化委託単価に基づく再商品化委託料金を徴収し、②に定める量の特定分別基準適合物の再商品化を着実に実施する。

\*容り法第25条において、指定法人は、事業計画書に特定分別基準適合物ごとに委託料金及び特定分別基準適合物の市町村別の量を記載しなければならないと定められている。

##### ① 特定分別基準適合物の素材別の再商品化委託単価

素 材		再商品化委託単価 (円/トン) (注) 消費税は含まず	
		令和8年度再商品化 実施委託単価	令和7年度拠出委託単価
ガラスびん	無色	11, 600	0
	茶色	14, 100	0
	その他色	21, 000	0
P E Tボトル		6, 500	1, 400
紙製容器包装		17, 000	0
プラスチック製容器包装		71, 000	0

(注) 令和8年度再商品化実施委託単価及び令和7年度拠出委託単価は、令和7年10月に素材ごとの各事業委員会、総務企画委員会での審議を経て臨時理事会において決定したものである。

## ② 特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村の分別収集計画に定められた令和8年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量の見込みのうち、再商品化業務に関し当該市町村との間で引き取り契約を締結した量を対象とする。

## (2) 市町村への資金拠出

### ① 容リ法第10条の2に基づく市町村への資金拠出

容リ法第10条の2に定める市町村への資金拠出制度に基づき、既定の算定方法により算定された令和7年度の拠出金を、令和8年9月末迄に当該市町村に拠出する。

### ② 有償入札に伴う市町村への資金拠出

P E Tボトル及び紙製容器包装の再商品化委託において、有償入札となる再商品化事業者については、与信管理を厳格に行いつつ、有償入札による収入を該当する市町村へ拠出する。その額は引取量と有償落札単価に基づき算定した資金を拠出する。

## 2. 持続可能な再商品化事業の実現に向けた取り組み

### (1) 適正な再商品化業務の管理と運用の改善

再商品化事業の着実な遂行を確保すべく、再商品化事業者の業務状況を月次報告等で隨時確認するとともに、現地検査を効果的かつ効率的に実施し、従来に増して丁寧なアドバイス・指導により管理の強化を図る。特に、再商品化事業者の現場では安全衛生管理の徹底が十分でない事例もあるため、再商品化事業者からのヒアリングを踏まえ、令和7年6月より事業者に必要な措置が義務付けられた熱中症対策を含めた労災防止セミナーを実施する等、注意喚起と管理の徹底を働きかけていく。

また、令和7年度に開始したP E Tボトルの再商品化事業者登録に関する諸手続の合理化・簡素化・電子化を他の3素材にも拡大し、運用のさらなる効率化と事業者の負担の軽減を図る。

プラスチックにおいては、分別基準適合物（容リプラ）と分別収集物（容リプラ及び製品プラ等）について、従来は引き取りから再商品化製品製造まで品質確保のため区分管理を実施していたが、その廃止を検討する。また、市町村の中間処理施設については、市町村にその管理・処理能力の実態確認を引き続き要請する。このほか、LiB（リチウムイオン電池）等の異物除去の実施状況とそれに関するトラブル事例等の情報を、可能な範囲で他の再商品化事業者や市町村に情報提供し、有効な活用を促す。

また、プラ法33条（いわゆる、計画認定スキーム）に関しても、分別収集物の再商品化業務の遂行状況確認のため、月次報告の精査等を実施する。

さらに、制度運用面では、容リプラ、製品プラ等及びP E Tボトルの再商品化に係る入札制度についても検討する。

特にプラスチックに関しては、近年、再商品化事業者数の減少とともに再商品化能力が停滞しており、緩やかな競争環境が続き合理化・効率化・営業強化等の企業努力による価格競争は起こりにくく、入札価格の下方硬直性が強いと考えられる。一定の品質保持を前提としつつ適正な再商品化コスト水準を維持するためには、適切な競争環境の保持が不可欠であり、その実現に向け入札制度の見直しを検討する。

## (2) 再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

人手不足の更なる深刻化、人件費、運搬費はじめ諸経費の増大に直面する中、再商品化事業者の事業環境は依然として厳しい状況にある。

これは、当協会の登録再商品化事業者数にも表れているが（平成24年度281社⇒令和8年度161社）、容器包装等のリサイクルを持続的に遂行していくためには、全国の市町村からの分別基準適合物等の引取量に対応し得る再商品化能力・事業者の確保・拡充を図っていくことが不可欠である。

このため、当協会に未登録の事業者に対し、当協会の再商品化事業の周知、案内を強化し、事業実施能力のある再商品化事業者の発掘と登録の促進を図るとともに、処理能力を増やすための方策について国と連携して検討していく。

特にプラスチックにおいては、プラ法により引取量が増加することが予測される中で、令和7年度の引取量に対する再生処理能力の余力が約3%程度と小さかったこともあり能力確保は喫緊の課題である。新規登録事業者の確保策として、①産業廃棄物処理事業者及び関連団体への呼びかけ、②市町村中間処理施設を受託している民間事業者への呼びかけ、③当協会に問合せのあった事業者への継続的なアプローチ等の対応を行う。さらに、設備投資を計画している事業者に対して適切な情報提供と進捗状況の把握を行う。また、新規登録事業者に対しては運用ルール等の説明等を適切に実施して理解促進を図り、受託初年度であっても適正な再商品化が実施できるようにサポートする。

4素材共通の課題として、再商品化事業者の積極的な参画には、設備投資や研究開発、再商品化製品の需要拡大が必要であり、再商品化事業者の自助努力だけでは困難なこれら課題の解決のために、国等に対して具体的な支援策の実施を働きかけていく。加えて、再商品化事業者やその関連業界が抱える課題解決に向けて、関係団体と共に国へ情報共有や提案を行う。

このほか、再商品化製品を利用した製品に関する情報や、外国人の日本在留資格である特定技能への「廃棄物処分業」の追加（2027年度予定）に関する情報の収集・提供を積極的に行う。

## (3) 分別基準適合物等の品質向上アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物等の品質向上は、再商品化事業における業務の合理化、効率化に資するばかりでなく、残さの削減による収率改善、再商品化製品の品質向上による販売量拡大、新商品開発等にもつながり、再商品化事業者の生

産性向上を後押しすることにもなる。さらに、特定事業者や市町村が支払う再商品化実施委託料の低減にも寄与することが期待できる。

こうしたことから引き続き、市町村から引き取るベール(=分別収集したものを圧縮梱包したもの) 等の品質調査を実施するとともに、同調査に基づく助言、提案、要請等の適切な改善アプローチに努める。

素材別の取り組みについては以下のとおり。

① ガラスびんでは、市町村が収集・選別する段階で細かく割れ、色分け・再資源化できず残さとなるもののがかなり多くある。また、市町村によっては、消費者が分別排出しても、収集・選別段階でその他の色のガラスびんの中に無色、茶色のガラスびんが混入してしまっている事例も多くある。

引き取りびんの品質及びリサイクル率向上のため、関係団体、再商品化事業者と共に市町村への直接訪問や品質調査立会等を通じて、手選別による破碎の防止や色別の分別収集の徹底等につき、理解と協力を求める。

② P E Tボトルでは、市町村、再商品化事業者及び関連団体にヒアリングを行い、更なる品質向上のため品質調査基準の見直しを検討する。また、B判定以下の項目がある市町村を優先的に訪問し改善に向けて具体的な提案を行う。

加えて、混合収集している市町村の中間処理施設に直接訪問し、選別の状況を調査・確認したうえで、「市町村からの引き取り品質ガイドライン」の周知徹底及び、単独収集への移行に向けた働きかけを行う。

③ 紙製容器包装では、市町村から引き取るベール品質はおおむね良好であるが、引き続き、市町村訪問や品質調査立会の機会に、分別品質維持や量の確保に関する理解を求め、継続的な消費者への啓発・広報活動を要請する。

④ プラスチック製容器包装等では、分別基準適合物について、容器包装比率が「市町村からの引き取り品質ガイドライン」を著しく下回る市町村に、改善計画の立案・実行を要請したうえで、その効果が高まるよう当協会も積極的に関与する。

分別収集物に関しては、市町村の定める回収対象物と市民へのその周知の度合い、中間処理施設での異物除去の精度等によってはベール品質の悪化が懸念される。実際に令和6年度の調査では特に禁忌品の混入比率が分別基準適合物と比べて高かった。そのため「市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物用）」の周知・広報活動、市町村及び中間処理施設への出前講座、ベール品質調査時の立会者との意見交換等を通じて、分別収集物の品質向上を図る。

また、製品プラ等を回収する市町村に対しては、年2回（上期・下期それぞれ1回）ベール品質調査を実施し、分別収集物の品質の維持・向上を図るとともに、容リプラと製品プラ等及び異物の比率を確認し、契約した比率と比べて大幅な乖離があった場合は、期中で比率変更を行うことにより、適正な費用の支払いを確

保する。

これら品質調査の拡充を勘案し、効率的なスケジュールの作成、必要調査員の確保、効率的な調査実施等を行うとともに、令和9年度の申し込み件数増加を想定した調査体制を整備する。

さらに分別収集物については、プラ法施行から3年経過した状況を踏まえ当協会の「市町村からの引き取り品質ガイドライン」の見直しを図る。

#### (4) 再商品化事業に関する情報の把握・分析・活用

再商品化製品・同利用製品や各素材の原材料等に関する市場動向、新たな再商品化製品・同利用製品の開発・販売情報等につき、より早く、広く、深く収集・把握するよう努める。

それらの情報をもとに、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市町村、特定事業者のそれぞれに想定される影響を分析し、再商品化事業の推進に役立てる。また、日常的な業務報告のみならず、アンケート調査や個別ヒアリング等を通じ適宜現場の状況を把握するよう努める。

このほか、トラック運転手の確保難と人件費高騰が深刻化する中、市町村からのベール引き渡し時の積み込み作業の役割分担について調査・把握し、明確化を図る。

素材別の取り組みについては、以下のとおり。

① ガラスびんでは、ガラスびん出荷量の減少傾向が続いていること、今後も厳しい状況が続くと予想され、再商品化事業者及び再商品化製品利用事業者への影響が懸念される。

そのため、現地検査や月次の販売実績報告等を通じ、適正に再商品化され遅滞なく再商品化製品利用事業者において利用されているか等、再商品化の状況を把握するとともに、再商品化製品利用事業者の生産・販売動向に関する情報を随時収集・把握する。

② P E Tボトルでは、バージン原料及びリサイクル原料の市場動向、国内の使用済みP E Tボトルの排出量と処理能力、輸出動向等に関する情報を収集しつつ、関連団体との意見交換を積極的に行い、主務省によるP E Tボトルリサイクル材の国内循環の在り方の検討にも資する。

③ 紙製容器包装では、古紙不足の状況にある中、再商品化に及ぶ影響に適切に対応するために、新たな取組みが求められる。

製紙会社では難処理なものを含め積極的に古紙の受け入れを始めており、回収業者・古紙問屋・製紙会社・排出者（市町村、自治会等）間では、古紙回収のあり方を見直す動きが出ている。

そのため、市町村、再商品化事業者、製紙会社、古紙業界、特定事業者等との連携を強め、情報を収集・把握することが一層重要になる。各主体への訪問・意見交換の機会を増やすことにより、想定される影響を早期に把握し、今後の古紙

回収方法に適応した再商品化事業の検討、実施に役立てる。

- ④ プラスチック製容器包装等では、プラ法に基づく再商品化申込の増大における課題の早期発見に努め、今後の運用等見直しの検討に資する情報の整理・分析を進める。一例として分別収集物の再商品化に及ぼす影響を把握することとし、具体的には、品質、収率、ベルや残さの樹脂組成の変化を捉え、各種ガイドライン等の見直しを検討する。

### 3. 容リ制度見直しに向けた検討・準備

容リ制度については、前回（平成28年）の見直しから既に9年が経過している。国内外の社会経済の変化の中で、廃棄物の適正な処理と資源の有効な活用の確保という容リ法制定時からの目的の実現に加えて、循環経済への移行についても貢献していくことが求められる。

この基本認識のもと、社会経済に不可欠なインフラである容リ制度を、現状に即したものとし、さらには今後の変化に対応し得る持続可能なものとするため、主務省における容リ制度の検討に資するよう、適宜、関係団体とも連携し情報の収集・提供や課題の提示等を行う。

また、国の検討会等における容リ制度・運用の見直し議論に関して、協会として持続可能な再商品化事業を実施していくうえで必要な施策を提言する。

なお、主な喫緊の課題は以下のとおり。

- ① 再商品化処理能力・事業者の確保・拡充
- ② 市町村の分別収集方法等の相違から生じる問題や指定保管施設の管理上の問題の改善・解決
- ③ ただ乗り事業者の捕捉と義務履行の促進
  - ・主務省による罰則の適用を含めたただ乗り事業者対策の強化・徹底
  - ・主務省との連携によるただ乗り事業者対策の実施、見える化と情報共有
  - ・国の支援による特定事業者台帳の更新・整備

### 4. 不正・不適正行為等の防止への取り組み

#### **(1) 危機管理委員会による危機事象防止策の策定と実行**

当協会は、「危機管理規程」等に基づき、不正及び不適正行為をはじめとする危機事象の発生を未然に防止し、また大規模災害を含めた危機発生時にはそれを適切に管理するため、危機管理体制の維持、強化に努めている。

危機管理委員会において、年度当初に危機事象の洗い出し・見直しとその防止策を策定し、当協会内での共有を図るとともに、四半期ごとに危機事象の発生可能性と防止策の進捗状況を確認し、着実に実行する。また、危機事象の多様化等に対処

するため、危機管理マトリックスを含め運用に関し継続的に改善を進める。なお、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、速やかに同委員会を開催し弁護士等専門家とも連携のうえ、迅速かつ的確に対応する。

## (2) 月次報告及び現地検査等による実績確認と不正行為等に対する措置の発動

再商品化の実施に当たっては、再商品化事業者に改めてコンプライアンスの徹底を働きかける。また、月次報告等による再商品化実績等の確認、再商品化製品利用事業者からの受領書との照合を行うなど報告内容の適正を確認するとともに、現地検査や財務状況の把握等多面的な対策を実行し、不適正行為等の防止を図る。特に運搬事業者については、未登録での運搬の発生を防ぐために現地検査での登録確認を継続する。

なお、不適正行為等に対しては「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」等に基づく措置を機動的に発動するとともに、再商品化事業者向け「不服申立て窓口」に寄せられた申立てについては、弁護士等と連携し適切に対応する。

## (3) 外部監査人立会による厳正な再商品化事業者の登録審査の実施

再商品化事業者の登録判定においては、適格な再商品化事業者を確保すべく、外部監査人として弁護士及び市民団体代表の参画を得て、厳正な審査を行う。

## (4) 厳格な情報管理と危機時における事業継続体制の確立

情報漏洩防止に関しては、インターネット通信環境等のセキュリティを絶えず高めるとともに、事務局において秘密情報管理規程や情報セキュリティポリシー、それらに基づく手続きルール等を徹底し、情報を厳格に管理、活用する。さらに、定期的にセキュリティ研修を開催し、職員のセキュリティ意識の向上を図る。

また、自然災害等の危機対応として策定した当協会のB C P（事業継続計画）に基づき、基幹コンピューターシステム（R E I N S）のバックアップサイト接続の定期的な訓練、リモートワーク環境の向上を行うほか、事務局行動マニュアルに基づく災害時等の対応について、事務局内での徹底を図る。

# 5. 再商品化義務履行の促進（ただ乗り事業者対策の強化）

容器包装リサイクルを持続可能なものとするために、再商品化義務を負う全ての特定事業者が適正に義務を履行することが必須であり、以下のとおり義務不履行の特定事業者（いわゆる、ただ乗り事業者）への対策を強化していく。

## (1) 主務省に対するただ乗り事業者への指導強化などの支援の要請

ただ乗り事業者対策の実効性を高めるには、主務省の積極的な関与と厳格な法の運用が必要であるため、主務省に対して具体的な取組を要請する。

- ① ただ乗り事業者の可能性が高くフォローが必要な事業者リストを作成して、主務省と共有し、点検・指導の強化を要請する。
- ② 主務省等との間で年4回実施している情報連絡会議において、ただ乗り事業者対策を継続的に議論するとともに主務省と協会の取り組みや成果について情報共有を図る。
- ③ また、各地で特定事業者説明会・個別相談会を開催する際に主務省の出先・関連機関を訪問し、ただ乗り事業者対策や容り制度の普及啓発等について情報共有と連携による取り組みを推進する。
- ④ さらに、国が実施する「容器包装利用・製造等実態調査」を啓発に活用するなど、効果的なただ乗り対策の立案、実施を継続していく。

## (2) 関連団体やEコマースプラットフォーマー等との連携による周知、啓発の強化

物販分野のEコマースが市場を拡大し続けていることを踏まえ、令和8年度も引き続き大手3社のプラットフォーマーから出店事業者に宛て、文面や方法を工夫した啓発文書を発信してもらう。さらに、対象プラットフォーマーの拡大など周知の方法や内容を常に見直し、制度の普及啓発とただ乗り事業者の掘り起こしに繋げていく。

また、普及啓発の範囲を拡充するため、当協会の評議員の所属団体との連携を強化し、評議員団体から従来交流のなかった他の類似または関連した団体を紹介していただき、その団体を個別に訪問し具体的な協力要請を行い啓発活動を展開する。

さらに、主務省の管轄する団体でこれまで協会からアプローチしていなかった団体にも同様の対応を行う。

また、年2回開催する理事会、評議員会において、ただ乗り事業者問題とその対応等につき説明・意見交換し、理解促進と協力・支援の拡充を図る。

このほか、啓発チラシや広報誌の配布、多数の特定事業者の来場が見込まれる各種イベント参加を通じた広報活動等で普及啓発の強化を図る。

## (3) 商工会議所、商工会を通じた普及啓発活動の強化

当協会から業務委託している全国の商工会議所・商工会には普及啓発の強化につき契約内容を見直しており、会報やホームページ、SNS、チラシやポスター等の活用を通じた当協会業務や容り制度に関する積極的な発信と特定事業者の申込期間における集中的な普及啓発活動の実施を要請する。

また、大都市商工会議所等との連携を強化し、特定事業者説明会・個別相談会の定期的な開催と内容の充実、参加者増への取り組みを促進するほか、効果的な普及啓発の実施やただ乗り事業者へのフォロー、掘り起こし等への協力を要請する。

## (4) 問い合わせ等に関する対応体制の強化

各ステークホルダーからの意見、要望、提案、苦情その他問い合わせは、業務改善の重要な手掛かりであり、コールセンターはこれらへの適切な応答・対応を通じ、当協会の業務改善へ繋げる広聴機能を果たす。また、主務省と各地の国の出先機関及び商工会議所や商工会からの対象事業者等の情報照会に対し、的確な回答とフォローを行う。

特に、特定事業者への適切な対応はただ乗り事業者対策としても重要であり、書式類の整備や生成A I導入による業務効率化等により、迅速かつ丁寧な対応ができるよう努める。さらにホームページのチャットボットを利用したQ Aの充実を進め、訪問者が素早く必要な情報を得られる体制を築く。

このほか、再商品化の未申込者への架電、ホームページにおける特定事業者の申込状況の一層の明確化等、普及啓発の強化を図る。

#### **(5) 過去に申し込みがありながら近年申し込みがない事業者対策の強化**

過去に申し込みがあり近年申し込みがない事業者には、毎年申込書類を送付するほか、年数回の督促を行っている。郵送による督促だけでなく、電話やメール、FAX等の督促を実施するほか、主務省への情報提供や弁護士の活用など、より有効かつ着実な督促方法を検討、実施する。

#### **(6) 過年度未納分への適切な運用と支払催告等による義務履行の確保**

再商品化義務には法的に時効がなく、過年度分の遡及申し込みを行おうとする特定事業者は、最長で平成12年度まで遡って申し込みをする必要がある。長期にわたる過去の申込データの作成や多額の委託料の一括納付が、事業者の義務履行の阻害要因の一つとなっている可能性もあり、分割払いの適用等運用面での工夫による義務履行の促進に努めていく。なお、当協会と再商品化委託契約を締結したにもかかわらず委託料を支払わない大口の特定事業者には、弁護士名による支払催告や必要に応じて訴訟提起を行う等、再商品化義務の履行を強く促す。

### **6. LiB 等危険物混入トラブル防止への取り組み**

LiB 等の混入による発煙発火トラブルの発生件数は大きく減少した（令和6年度119件、令和5年度251件）が、容器包装等のリサイクル現場では発煙もしくは火災により延べ320時間のライン停止となるなどトラブルの影響は大きい。過去の主な取り組みとして、①トラブルが発生した市町村には都度注意喚起を促し、発生件数の多い市町村には改善への支援の要請、②市町村の対策実施状況を調査し必要と思われる情報の共有や効果的・先進的な取り組み事例の紹介、③国の実証事業等への参画の勧奨、④業界団体への実態調査や施策の提案等を実施してきた。今後もトラブルを発生させないために引き続き効果的な施策を推進していく。

昨年度環境省から市町村に向けてLiB トラブルに関する通知が発出されたほか、改正資源法により電源装置や加熱式たばこデバイス等の指定再資源化製品への指定、それ

らメーカーによる自主回収、再資源化の方向性が示された。引き続き当協会としてもこうした動向とそれに伴う改善状況を確認し必要な情報を発信していく。

## **7. 容器包装リサイクル等に係る啓発活動の拡充**

### **(1) ホームページ、機関誌、メディア、イベント等を活用した広報活動の展開**

協会をとりまくステークホルダーは極めて多様であり、ホームページを中心に、会報誌、SNS、イベント等の様々な伝達手段・機会を総合的に活用することで効果的な情報発信を行う。特に、消費者に対する情報発信をより充実・強化し、容り制度の認知度向上を図る。とりわけ青少年向けにリサイクルの基礎を成す分別意識の向上を図っていく。

- ① ホームページでは、目的・テーマに応じた専用ページの作成、会報誌との相互紹介等の実施、公式キャラクターを活用したSNSによる協会活動の周知、展開を図る。あわせて、当協会のメッセージ「未来へつなぐ みんなのリサイクル」についても当協会の理念、ビジョンの周知のため同様に広く展開する。
- ② 会報誌「容り協ニュース」（年3回発行）は、3Rや自治体の取り組みを主なテーマとし、対面や現地での積極的な取材をもとにタイムリーな記事を掲載していく。また、「年次レポート」（8月発行）では、消費者にも当協会の活動を理解いただきやすいように、報告のわかりやすさとデータ類の見やすさを向上させていく。
- ③ 特定事業者の申し込みを促進するため、会議所ニュース（日本商工会議所発行）や経団連タイムス（日本経済団体連合会発行）に令和9年度向け再商品化委託申し込みの広告を掲載し、特定事業者の再商品化委託申し込みの拡充を図る。また、会議所ニュースにおいては、当協会事業の周知・普及を目的とした連載記事を掲載する。
- ④ マスメディア（新聞・テレビ・雑誌等）や様々なソーシャルメディアの活用による広報活動を積極的に展開し、容り法等に基づく諸施策や昨今の課題、当協会が担う再商品化事業の内容等について、社会からの認知度向上を図る。特に重要なニュース等については、ネット配信、記者クラブへのリリース等を通じた情報発信を随時実施する。

この他、エコプロ、こどもエコクラブ等の消費者向け、特に子供向けの環境イベントに出展する一方、東京国際包装展への継続参加等、新規分野も含め多数の特定事業者の来場が見込まれるイベントに出展し、ただ乗り事業者対策の普及啓発を図る。

### **(2) 各種説明会等による普及・啓発**

① 市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再生処理事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会等、各対象と時宜に適った普及啓発活動を実施する。

特に、プラスチックでは、再商品化事業者に対しては分別収集物の再商品化に関する遵守事項を、市町村に対しては保管施設管理や組成調査の実施について、説明会により周知徹底を図る。

② 国や地方公共団体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等へ当協会役職員を講師として派遣し、容り制度のポイントや市町村からの分別基準適合物等の引渡しの促進、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図る。

また、特定事業者からの再商品化委託申込窓口となる各地商工会議所、商工会等事務局の容り制度担当職員向け研修会は、WEB開催を原則とし、参加者の利便性向上を図るとともに開催コストの削減を図る。

### (3) 関連事業への後援・協賛等

国や地方公共団体あるいは関係団体が主催する容器包装のリサイクルをはじめとする環境関連のイベント、事業等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会との連携を図りつつ後援、協賛、協力、出展等を行う。

## 8. 関係主体間の連携の強化

### (1) 国内関係機関との連携強化

再商品化事業の円滑かつ着実な推進、資源循環の促進への支援に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、消費者、市町村等の関係主体との連携を深める。

具体的には、情報連絡会議を、その内容拡充を図りつつ定期的に開催するとともに、素材別のリサイクル関係団体等との情報交換や諸課題に関する検討・意見交換を積極的に行う。また、評議員や理事の所属団体との意見交換等を通じて一層の情報共有、連携の強化を図り、再商品化事業の改善に役立てる。

### (2) 海外関係機関との交流連携の促進

再商品化事業の更なる改善と促進及び日本の容り制度の積極的な周知・広報、さらには諸外国のリサイクル関係機関との交流・連携を図るため、関連団体と共同で調査団を派遣する。

プラスチックに関しては、資源法の改正により再生材の利用義務化が定められプラスチックがその対象となった。そのためプラスチックにおいて、EUが先進的に再生材料の義務化施策として推し進めているPPWR (Packaging and Packaging Waste Regulation) やELV (End-of-Life Vehicle) 規制の取り組みや課題の最新状況について情報収集する。また、再商品化製品利用製品である再生樹脂が中国や東南アジアへ輸出されているという状況についても注視していく。

また、海外調査団派遣時の訪問先への容り制度の紹介のみならず、海外から寄せられる容り制度に関する懇談、ヒアリング等の依頼について積極的に対応し、同制度の周知・広報を図ることで海外におけるリサイクル制度の改善にも資するべく努める。

## 9. 協会におけるガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

### **(1) ガバナンスの向上**

評議員、理事、監事の三者が、各々の役割を十分認識することにより、相互の牽制機能が発揮される体制の維持・強化に努める。当協会では週一回常勤理事会を開催しているが、常勤理事を対象としたガバナンスに関する研修を実施し、意識改革や相互牽制機能の強化を図る。会計処理に関しては、会計監査人や監事から適正に処理が行われているかにつき厳正なチェックを受けるとともに外部に対する説明責任を果たすべく、適正な情報公開を徹底し、透明性の高い組織運営に努める。

### **(2) コンプライアンスの徹底**

当協会は公益財団法人として、また国の指定法人として様々な法令や規則、ルールを遵守して業務を実施しなければならない。そのためには役職員がそれぞれの立場で役割と責任を自覚する必要があり、外部セミナーや専門家による研修会・勉強会等を通じてコンプライアンスの徹底を図る。また、一人ひとりの意識を向上・強化させるため、内部監査や全体ミーティング、部内打合せ等様々な場を通じてコンプライアンスの重要性に関する意識の徹底を図る。

## 10. 事務局における人材育成、DXの推進、生産性向上の促進

### **(1) 事務局の人材育成と能力向上**

当協会は容り法の唯一の指定法人として、特定事業者や市町村、再商品化事業者等様々なステークホルダーとともに再商品化事業を展開している。当協会の役職員はその中心的な役割を担っており、その役割や責任を果たしていくためには事務局の人材育成と能力向上に積極的に取り組む必要がある。階層別の外部研修やタイムリーな全体研修、各部の業務遂行に必要な個別研修、役員を対象としたガバナンス研修等を実施するとともに、役職員一人ひとりが課題や問題点を認識しその解決に自ら取り組み、成長していくようバックアップしていく体制を整備する。

### **(2) DXによる生産性の向上**

様々な環境変化に適切かつ迅速に対応していくためには、当協会業務の全体の効率化、高度化が必要であり、常にDXやSX（Sustainability Transformation）を意識しながら業務を推進していかなければならない。

先ず、R E I N Sについては、当協会業務を引き続き適切に処理できるように、新規に対応が必須となる業務要件に応じた機能を強化する一方、従来からある業務と機能を再点検し、取捨選択することでコストの適正性を確保する。加えて、令和8年度末に基盤となっているサーバが保守期間の終了を迎えることから、業務への影響を回避するために新たなサーバ環境への更新を実施する。本対応により、システムの安定稼働の継続及び障害リスクの最小化を図る。

また、R P A化する業務の範囲を拡大していくとともに、A I 等各種ツールの積極的な利用を検討する。これら新規導入を含む様々な電子ツールの活用を推進しつつ、その成果を踏まえた業務の見直しやコスト削減、適正な人的配置に取り組んでいく。

以上